



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第53号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(4)(警務課)..... 1

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下本則において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下本則において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下本則において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下本則において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(警察県民課の所掌事務) 第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(5) 略 (6) <u>情報の公開</u> に関すること。	(警察県民課の所掌事務) 第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(5) 略 (6) <u>情報公開</u> に関すること。
(会計課の所掌事務) 第4条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(5) 略	(会計課の所掌事務) 第4条 会計課においては、 <u>次の各号</u> に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(5) 略

(6) 警察本部庁舎の管理及び取締りに関すること。

(7) 略

(生活保安課の所掌事務)

第6条の8 生活保安課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(刑事部の分課)

第7条 刑事部に次の4課及び科学捜査研究所を置く。

捜査第一課

捜査第二課

組織犯罪対策課

鑑識課

(組織犯罪対策課の所掌事務)

第8条の3 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(2) 組織犯罪の取締りに関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(地域安全対策室)

第20条の3 生活安全企画課に、地域安全対策室を附置する。

2 地域安全対策室の位置は、鳥取市とする。

3 地域安全対策室は、第6条の6第2号及び第3号に掲げる事務をつかさどる。

4 地域安全対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

5 室長は、上司の命を受け、地域安全対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(6) 略

(生活保安課の所掌事務)

第6条の8 生活保安課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) けん銃その他の銃器の取締りに関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 麻薬関係事犯の取締りに関すること。

(6) 覚せい剤関係事犯の取締りに関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(刑事部の分課)

第7条 刑事部に次の4課及び科学捜査研究所を置く。

捜査第一課

捜査第二課

暴力団対策課

鑑識課

(暴力団対策課の所掌事務)

第8条の3 暴力団対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(警察本部庁舎整備室)

第20条の3 会計課に、警察本部庁舎整備室を附置する。

2 警察本部庁舎整備室の位置は、鳥取市とする。

3 警察本部庁舎整備室は、第4条第5号に掲げる事務のうち警察本部庁舎建設に関する事務をつかさどる。

4 警察本部庁舎整備室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもって充てる。

5 室長は、上司の命を受け、警察本部庁舎整備室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(銃器薬物対策室)

(通信指令室)
第21条の2 略

(組織犯罪特別捜査隊)
第21条の3 組織犯罪対策課に、組織犯罪特別捜査隊を附置する。
2 組織犯罪特別捜査隊の位置は、鳥取市とする。
3 組織犯罪特別捜査隊は、第8条の3第1号、第2号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。
4 組織犯罪特別捜査隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
5 隊長は、上司の命を受け、組織犯罪特別捜査隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第20条の4 生活保安課に、銃器薬物対策室を附置する。
2 銃器薬物対策室の位置は、鳥取市とする。
3 銃器薬物対策室は、第6条の8第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事務をつかさどる。
4 銃器薬物対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
5 室長は、上司の命を受け、銃器薬物対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(通信指令室)
第21条の2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

2 傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「法」という。)第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長、少年課長及び生活保安課長、刑事部の捜査第一課長、捜査第二課長及び組織犯罪対策課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</p> <p>(4) 略</p>	<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「法」という。)第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長、少年課長及び生活保安課長、刑事部の捜査第一課長、捜査第二課長及び暴力団対策課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</p> <p>(4) 略</p>

